

トキの放鳥（第2回）に係る放鳥ケージ警備業務 仕様書

第1 総則

この入札仕様書は、石川県中能登町で実施するトキの第2回放鳥において、ソフトリリースのため放鳥場所に設置する、トキを一時的に飼育する仮設ケージ（以下、「放鳥ケージ」という。）の警備業務（以下「業務」という。）について、その仕様を定めるものとする。

なお、本仕様書に記載のない事項であっても、委託者の石川県（以下「甲」という。）が業務遂行上必要と認めたものについては、契約金額の範囲内で受託者（以下「乙」という。）が実施するものとする。

1 警備の目的

放鳥ケージの保全及びケージ内のトキの安全確保のため、放鳥関係者（国、県、中能登町職員のほか、トキの飼育に従事する者などを指す。詳細は別紙「関係機関一覧」参照。）及び近隣農地の農作業従事者以外の者の、中能登町春木地区周辺において甲が別途指定する区域（以下「警備区域」という。）への接近及び侵入を抑制する。

2 警備員（作業員）の資格及び業務体制

乙は、警備員を配置するに際し、下記の項目を満たし、又は遵守するものとする。

- (1) 業務の目的を遂行するため、必要な知識を有した満70歳以下の者（当該業務契約年度中に71歳となる者は不可。）で、警備業の実務経験を2年以上有し、責任感が強く健康な者を配置するものとする。
- (2) 施設警備、交通誘導警備としての公的資格を有する者（以下「警備責任者」という。）を1名以上常に配置するものとする。
- (3) 警備員は、すべて警備業法施行規則第38条に規定する教育事項を修了した者とする。
- (4) 警備員が、突発の障害、疾病その他の事由により業務を完全に履行できないときは、直ちに他の警備員を配置するとともに、速やかに甲に報告するものとする。
- (5) 警備員と常時連絡を保ち、業務の万全を図るものとする。

3 服務基準

- (1) 業務の実施にあたっては、警備業法、消防法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、誠実、迅速かつ効率的に行うものとする。
- (2) 警備員は、乙の定める統一した服装を着用し、身分を明確にするため、名札を胸に表示し、身だしなみに注意するとともに、規律ある行動をとるものとする。
- (3) 警備員は、常に礼儀正しく丁寧な言葉をもって、対応者に接するものとする。
- (4) 業務実施中に知り得た秘密及び行政事務に関する事項は、他に漏らしてはならない。

4 乙の負担

業務実施に伴う警備員の疾病、負傷、その他の事故については、その原因の如何にかかわらず乙の責任において措置するものとする。

5 業務の事前準備

- (1) 乙は、業務内容等について、業務履行前に甲と打合せを行い、業務に支障をきたさないよう事前準備を行うものとする。（契約条項第20条の履行期間日数には含まない。）

第2 警備業務

乙は、警備区域における巡回警備及び警備上の付帯業務を行い、異常事態の発生に備えるものとする。

1 警備方法

(1) 警備体制は、以下のとおりとする。

配置場所等 ※2箇所に人員を配置	警備形態人員	配置時間及び期間
A	動哨1人	時間：24時間
B	動哨1人	期間：9/25 9:00～10/9 16:30

※配置期間については、放鳥ケージの放鳥口解放後のトキの行動によって変動しうる。

(2) 動哨については、1時間に1回以上の頻度で行うものとする。

(3) 上記配置時間は、実働警備を行う時間であり、休憩等をとる際には補勤として交代要員を配置しなければならない。

(4) 警備区域周辺に使用できる公衆トイレが無い場合、警備期間中、乙において、甲が指定する場所に仮設トイレ等を設置するものとする。なお、「関係機関一覧」に記載のある機関に属する者については、仮設トイレの使用を認めるものとする。

2 業務内容

放鳥ケージの保全及びケージ内のトキの安全確保のため、警備区域周辺の巡回及び監視を実施し、不審者・不審物に対する警戒及び不正行為の防止のほか、関係者以外の警備区域への接近を抑制する。

(1) 警備区域に接近しようとする者に対して、職員証その他身分を証明する書類をもって確認し、関係機関一覧により照合する。

(2) (1)に該当しない場合、本人に対し、近隣農地の農作業の従事を目的としたものかどうか聞き取りにより確認を行う。

(3) (1)及び(2)に該当しない場合は、警備の目的を伝え、警備区域への接近を制限していることについて理解を求める。

第3 緊急事態発生時の対応

警備区域内において、不審者または不審物を発見した場合、並びに警備区域への接近者で、警備員の制止に従わない者がいた場合、甲が別に指定する緊急連絡先に事案等の内容を連絡し、必要に応じた応援要請を行うものとする。

第4 報告・必要書類の提出

1 乙は、委託契約締結後、速やかに甲の指示に基づき、警備計画、現場組織表、安全管理、緊急時の連絡体制及びその対応、その他警備を実施する上で必要な事項を立案し、甲の承認を得なければならない。

2 乙は、委託契約締結後、業務に従事する警備員の経歴書（写真添付）及び資格者証、教育修了証並びに身分証明書の写しを甲に提出しなければならない。また、警備員に変更があった場合も同様とする。

3 業務上の報告

業務の実施中において、警備区域内の放鳥ケージ等に破損、汚損又は故障を発見し又は放鳥ケージの運用上支障が生じる恐れのある状況を発見した場合は、速やかに甲に報告するとともに、その対応について協議するものとする。

4 計画書及び報告書の提出

(1) 乙は、業務について、配備計画書を作成し、甲に提出するものとする。

(2) 毎日の業務について「警備日誌」を作成し、業務終了後に甲に提出しなければならない。

(3) 業務を実施するために必要な法律に基づく手続及び提出書類（日報、計画書等）の作成等は、乙の負担において行うものとする。

- 5 乙は、常に甲と連絡を保ち、警備実施上の必要事項について協議のうえ決定するものとする。

第5 その他

この仕様書に示されていない細部の事項及び業務の実施に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、状況に応じた対応を行うものとする。

(トキの放鳥(第2回)に係る放鳥ケージ警備業務仕様書の別紙)

関係機関一覧

所属名	備考
環境省	トキ所有者
石川県	放鳥自治体
羽咋市	放鳥自治体
七尾市	放鳥自治体
輪島市	放鳥自治体
珠洲市	放鳥自治体
宝達志水町	放鳥自治体
中能登町	放鳥自治体
志賀町	放鳥自治体
穴水町	放鳥自治体
能登町	放鳥自治体
いしかわ動物園	飼育管理者
アルスコンサルタンツ株式会社	放鳥ケージ管理者